

2024年2月14日

お客さま各位

「当座勘定規定」の改定について

平素より宮城第一信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では「ことら送金」の取扱いが開始されることに伴い、平日夜間や土日祝日等においても、他金融機関のことら送金対応アプリからの当金庫あての送金は、個人のお客さまの当座預金を含む預金口座への入金が可能になることから、下記のとおり「当座勘定規定」を改訂することとしましたので、お知らせいたします。なお、改定日以前からお取引いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

今後ともお客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2024年2月21日（水）

2. 改定する規定

「当座勘定規定（一般用）」

3. 改正内容（一部抜粋/アンダーラインが変更箇所）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以上

宮城第一信用金庫